

# 奈良市公報

第 1 8 7 号

平成 16年8月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 総務課長  
印刷所 株式会社京阪工技社

## 目 次

規 則	
奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	1
奈良市契約規則の一部を改正する規則	14
告 示	
一般競争入札の実施	14
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	17
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	18
生活保護法の規定による医療機関の指定	19
徴収事務の委託	19
放置自転車等の保管	19
住居番号の設定	19
予防接種の実施の一部改正	19
家畜伝染病予防法の規定に基づく家畜伝染病の発生の通報	19
放置自転車等の保管	20
身体障害者福祉法に規定する医師の指定	20
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	20
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	20
生活保護法の規定による指定施術機関からの変更の届出	21
結核指定医療機関の指定辞退	21
結核指定医療機関の指定	21
放置自転車等の保管	21
放置自転車等の処分	22
放置自転車等の保管	22
開発行為に関する工事の完了(3件)	22
放置自転車等の保管(2件)	23
予防接種の実施の一部改正	23
放置自動車の処分等	23
放置自転車等の保管(2件)	24
一般競争入札の実施	24
道路の位置指定	27
放置自転車等の保管	27
公 営 企 業	
一般競争入札の実施	28
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	29
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出	30
一般競争入札の実施	30

## 教 育 委 員 会

定例教育委員会の開催 ..... 32

## 農 業 委 員 会

農地部会の招集 ..... 32

定例総会の招集 ..... 32

## 規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 7月 9日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 58号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則(昭和 46年奈良市規則第 15号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号中「第 353 条第 2 項」を「第 353 条第 3 項」に、「第 470 条第 4 項」を「第 470 条第 5 項」に、「第 588 条第 2 項」を「第 588 条第 3 項」に、「第 701 条の 35 第 2 項」を「第 701 条の 35 第 3 項」に改める。

第 5 条第 11 号中「第 48 条の 9 の 3 第 1 項」を「第 48 条の 9 の 8 第 1 項」に改め、同条第 12 号中「第 48 条の 9 の 5」を「第 48 条の 9 の 9」に改め、同条第 13 号から第 15 号までの規定中「第 48 条の 9 の 3 第 4 項」を「第 48 条の 9 の 8 第 4 項」に改める。

第 5 条の 2 を第 5 条の 3 とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(法人等の設立等の申告の手続)

第 5 条の 2 条例第 28 条第 7 項の規定による申告は、法人等設立・事務所等開設申告書(別記第 66 号様式)により行わなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 10 日以内に、当該変更があつた事項について法人等異動届出書(別記第 66 号様式の 2)を市長に提出しなければならない。

第 6 条第 4 号中「第 353 条第 2 項」を「第 353 条第 3 項」に改め、同条第 5 号中「固定資産評価価格決定(修正)通知書」を「固定資産(土地・家屋)の価格等の決定(修正)通知書」に改める。

第 7 条中第 2 号から第 4 号までを削り、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号を第 3 号とし、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を削り、同条第 9 号中「原動機付自転車等試乗標識貸付申請書」を「原動機付自転車、小型特殊自動車試乗標識貸付

申請書」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 原動機付自転車、小型特殊自動車試乗標識貸付証( 条例第 99条第 8 項) 別記第 90号様式の 2

第 7 条第 10号中「原動機付自転車等試乗標識亡失申告書」を「原動機付自転車、小型特殊自動車試乗標識亡失・き損申告書」に、「第 99条第 4 項」を「第 99条第 5 項」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 11号を同条第 8 号とする。

第 8 条を次のように改める。

( 条例第 98条第 1 項の書類)

第 8 条 条例第 98条第 1 項に規定する原動機付自転車又は小型特殊自動車(以下本条において「原動機付自転車等」という。)の提示に代わると認める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 新たに原動機付自転車等の所有者となつた者が提出する場合 販売証明書、譲渡証明書その他当該原動機付自転車等を取得したことを証明する書類
- (2) 新たに原動機付自転車等の使用者となつた者が提出する場合 条例第 88条第 3 項に規定する使用者であることを証明する書類
- (3) 転入その他の事由により原動機付自転車等の主たる定置場を他の市町村から市内に移転した者が提出する場合 移転前の主たる定置場所在の市町村の長が発行する当該原動機付自転車等を廃車したことを証明する書類

第 9 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「処理する」を「取り扱う」に改め、「( 県の援護事務処理主管課)」を削る。

第 10条第 2 号中「第 99条第 7 項」を「第 99条第 8 項」に改める。

別記第 58号様式中「第 48条の 9 の 5」を「第 48条の 9 の 9」に改める。

別記第 66号様式を次のように改める。

第6号様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受 付 印             </div>		法人等設立・事務所等開設申告書		法人番号		
		年 月 日		処 理 欄		
(あて先) 奈良市長				代 又 は 表 理 者 人	住 所	
本店又は主たる 事務所の所在地	〒 -				氏 名	
フリガナ				連絡者の氏名、 所属課係名及び 電話番号	課 係	
法人等の名称					氏名 (電話 - - )	
新たに 法人等を設立したので 申告します。 事務所等を開設したので						
法人等 設立年月日	年 月 日		事務所等 開設年月日	年 月 日		
事業年度	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	事業種目			
転入の場合 旧所在地				申告期限延長の承認 有 ( 箇月 ) ・ 無		
資本の金額 又は出資金額	円		区 分	奈良市内のみに事務所等を有する法人等 2以上の市町村に事務所等を有する法人等		
奈良市 内 の 等	所在地	奈良市 町 (電話 - )		奈良市内に本店がある法人等の市外における事務所等の設置状況		
	名称			名 称	所 在 地	
法人税の申告を する税務署名	税務署		従業者数	総 数	人	奈良市分 人
申告用紙等 文書発送先 <small>(本店以外に送付の場合)</small>	フリガナ 〒 -		部	課	添 付 書 類	1 定款、寄附行為、規則若しくは規 約又はこれらに準ずるものの写し
						2 登記簿謄本又は抄本
担当税理士	(電話 - - )		3 合併契約書の写し			
備 考			4 分割計画書又は分割契約書の写し			
			5 その他 ( )			

- (注) 1 この申告書は、法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいいます。)を設立した日又は事務所等(事務所、事業所及び寮等をいいます。)を開設した日から10日以内に提出してください。
- 2 法人等の名称は、必ずフリガナを付けてください。
- 3 「備考」の欄には、その他参考となる事項を記載してください。
- 4 「添付書類」の欄に記載された書類のうち該当するものを添付し、同欄の番号に○印を付けてください。
- 5 印の欄は、記載しないでください。

別記第 66号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 66号様式の 2

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受 付 印             </div>	法人等異動届出書		法人番号	
	年 月 日		処 理 欄	
(あて先) 奈良市長				
本店又は主たる事務所の所在地	〒	-	代又は表 又 は 管 理 者 人	住 所  氏 名   印
フリガナ			連絡者の氏名、 所属課係名及び 電話番号	課 係  氏名  (電話 - - )
法人等の名称				

下記のとおり異動があつたので届け出ます。

異 動 事 項	異 動 前			異 動 後		
法人等の名称						
本店又は主たる事務所の所在地						
奈良市内の事務所等の所在地						
代表者又は 管 理 人						
資 本 の 金 額 又は出資金額						
事 業 年 度	年	回	月 日 月 日	年	回	月 日 月 日
事 業 種 目						
解 散	清 算 人	住 所	〒	(電話 - - )		
		氏 名				
廃 止	奈良市内で 廃止する 事務所等	所 在 地		廃止届出後の奈良市内の事務所等の有無 (必ず記入してください)  有 ・ 無		
		名 称				
休 業	(摘要)					
合 併、分 割 そ の 他						
異 動 年 月 日	年	月	日	添 付 書 類	1 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し	
担 当 税 理 士	(電話 - - )				2 登記簿謄本又は抄本	
備 考					3 その他異動の事実を証明できるものの写し ( )	

- (注) 1 この届出書は、法人等の申告事項に変更があつた日から 10日以内に提出してください。  
 2 異動事項は、 から までのうち該当する欄に記載してください。  
 3 異動年月日は、必ず記載してください。  
 4 「添付書類」の欄に記載された書類のうち該当するものを添付し、同欄の番号に○印を付けてください。  
 5 印の欄は、記載しないでください。



別記第 75号様式から第 86号様式までを次のように改める。  
第 75号様式

(表)

年度 軽自動車税納税通知書兼領収証書 奈良市

納税者住所氏名	標識番号	車種	通知書番号
様	税額		
	延滞金		
	合計		
	納期限	年	月 日

右のとおり納めてください。  
年 月 日

奈良市長 氏 名  印

上記のとおり領収しました。  
奈良市収入役  印  
(この領収証書は5年間保存してください。)

軽自動車税納税証明書 (継続検査用)

氏名 (名称)

標識番号

証明書の有効期限 年 月

上記については、滞納がないことを証明します。

奈良市長 氏 名  印

注 「標識番号、欄等に「」印のあるもの及び金融機関の領収日付印のないものは、証明書として使用できません。

領収日付印

年度  軽自動車税領収済通知書 奈良市

領収日付印

受付金融機関 (奈良市保管)

上記のとおり収納しました。  
(あて先) 奈良市収入役

税額 円

延滞金 円

合計額 円

通知書番号  期別

納期限 年 月 日

(裏)

領収日付印

領収日付印

指定金融機関 (総括店)

収納代理金融機関 (とりまごめ店)

継続検査の申請についての説明

<納付場所>

奈良市指定金融機関  
奈良市収納代理金融機関  
奈良市役所、各出張所及び連絡所

説明

- ・賦課の根拠及び税率
- ・納期限までに納付しなかつた場合における延滞金の徴収についての措置
- ・この通知書について不服がある場合における救済方法
- ・軽自動車税の減免申請の方法



第 86号様式

軽自動車税減免事由消滅申告書

車 両 番 号  
又 標 識 番 号

納 税 義 務 者

住所(所在地)

氏名(名称)

種 別

用 途

車体の形状

車 台 番 号

原動機の型式

総排気量は  
又定格出力

0 kw

主 たる 定 置 場 の 位 置

減 免 を 受 け た 年 月 日

年 月 日

減 免 事 由 が 消 滅 し た 年 月 日

年 月 日

減 免 事 由 の 消 滅 事 由

奈良市税条例第96条第3項(第9条第4項)の規定により上記のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所(所在地)  
氏 名(名称)

㊟

(あて先)奈良市長



別記第88号様式から第90号様式までを次のように改める。  
第88号様式

原動機付自転車 小型特殊自動車		標識交付証明書		標識番号	申請年月日
住所 又は 所在地		車名			
氏名 又は 名称		型式			
生年月日		年式			
納税義務者		車台番号			
		総排気量 又は 定格出力			
<p>上記のとおり証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="margin-left: 200px;">奈良市長</p> <p style="margin-left: 250px;">印</p>					
<p>1 この証明書は大切に保管してください。</p> <p>2 廃車等の場合は、標識とともにこの証明書を必ず返納してください。</p>					

第 89号様式 削除  
第 90号様式

原動機付自転車 小型特殊自動車				試乗標識貸付申請書	
車名			総排気量又は 定格出力	ℓ kw	
型式及び年式			型式認定番号		
原動機の型式			試乗標識番号		
車台番号					
貸付期間	年	月	日	から	備考
	年	月	日	まで	
貸付を受けようとする理由					
<p style="text-align: center;">奈良市税条例第 99 条第 1 項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏 名又は名 称 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>(あて先) 奈良市長</p>					

別記第 90号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 90号様式の 2

(表)

原動機付自転車 小型特殊自動車 試乗標識貸付証	
貸付番号 第	号
年 月 日	
奈良市長	
試乗標識 番 号	
車 名	
貸付期限	年 月 日
貸付を受けた者の 氏名又は名称 住所又は所在地	

(裏)

原動機付自転車・小型特殊自動車の試乗標識及びこの貸付証は、売買、貸借又は譲渡してはならない。 貸付期間を満了した場合は、直ちに試乗標識及びこの貸付証を返納しなければならない。
--

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式

原動機付自転車 小型特殊自動車 <b>試乗標識亡失・き損申告書</b>			
貸付を受けた 試乗標識番号	貸付を受けた 年月日	年	月
亡失・き損の 年月日	貸付を受けた 期間	年	月
亡失・き損の理由		日から	日まで
奈良市税条例第99条第5項の規定により上記のとおり申告します。  年 月 日 住所又は所在地 申告者 氏名又は名称 (あて先) 奈良市長			

(注) 亡失・き損した事実を証明する書類を添付してください。



(裏)

延滞金の算出について

加算金の算出について

領収日付印	領収日付印
収納代理金融機関 (とりまとめ店)	指定金融機関 (総括店)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。  
(平成 16年 7月 9日 掲示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 16年 7月 9日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 59号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)の一部を次のように改正する。

別記 2 中

「 6 契約保証金額	金	円	
ただし、			
現金	金	円	を
代用証券	金	円	
			(内 訳 別 紙 明 細 書 の と お り ) 」

「 6 契約保証金額	金	円	
ただし、			
現金	金	円	に
代用証券	金	円	
			(内 訳 別 紙 明 細 書 の と お り ) 」

7 解体工事に要する費用等(別紙のとおり)を改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。  
(平成 16年 7月 9日 掲示済)

告 示

奈良市告示第 349号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その 2)ほか 18件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 10号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評点に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 16年 7月 6日までは入札控室、同月 7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
  - (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
  - (3) 入札書に記名押印のない入札
  - (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
  - (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
  - (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
  - (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
  - (9) 入札金額を訂正した入札
  - (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 7月 6日までに(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 16年 7月 12日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成16年7月7日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市財務部監理課工事入札係  
電話 0742-34-4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日
1	近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その2)	菅原町他地内	約200日間	区画道路(W=4m)一式、 整地工一式	予定価格 60,546千円 最低制限価格 40,565千円	土木一式工事の等級及び区分が「A」のすべての業者	(郵便入札) 平成16年7月13日 午前11時00分
2	田原地区管路施設工事(沓掛)10工区	沓掛町地内	約60日間	工事延長 L=285.40m、H I V P 75mm管布設工 L=145.67m、リブ管 150mm管布設工 L=132.52m、1号ポンプマンホール設置工 1箇所、小口径塩ビマンホール設置工 9箇所、汚水樹設置及び取付管工 6箇所、付帯工一式	予定価格 7,300千円 最低制限価格 4,891千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-4」のすべての業者	平成16年7月8日 午前9時30分
3	水質改善下水道築造工事(単3)藤原町地内	藤原町地内	約90日間	工事延長 L=32.00m、V U 200mm管布設工 L=30.45m、1号組立人孔設置工 2箇所、小口径人孔設置工 1箇所、小口径汚水樹設置工 1箇所、付帯工一式	予定価格 3,779千円 最低制限価格 2,531千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-5」のすべての業者	平成16年7月8日 午前10時00分
4	六条奈良阪線防護柵設置工事	西木辻町~南京終町地内	約30日間	防護柵工一式、雑工一式	予定価格 3,226千円 最低制限価格 2,161千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-1」のすべての業者	平成16年7月8日 午前10時30分
	交通安全施	富雄元	約40日	工事延長 L=182.0m、道路	予定価格	土木一式工事	平成16年

5	設整備工事 (富雄元町 二丁目地内 二条谷田線 )	町二丁 目地内	間	幅員 W = 7.0m、防護工 一 式	1,823千円 最低制限価格 1,221千円	の等級及び区 分が「F - 3 」のすべての 業者	7月8日 午前1時 00分
6	田原小学校 小中一貫教 育校整備工 事	横田町 19番 地の1	約8日 間	解体工事 一式、建築工事 一 式、電気設備工事 一式、機械 設備工事 一式	予定価格 8,020千円 最低制限価格 5,373千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「D - 3 」のすべての 業者	平成 16年 7月8日 午前1時 30分
7	神功バンピ ーホーム増 築工事	神功二 丁目2 番地	約7日 間	既設建物一部解体撤去工事 一 式、バンピーホーム増築工事(29.82㎡) 一式、電気設備工 事 一式、機械設備工事 一 式	予定価格 11,300千円 最低制限価格 7,571千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「D - 1 」のすべての 業者	平成 16年 7月9日 午前9時 30分
8	平城西小学 校屋内運動 場屋根庇改 修工事	東登美 ヶ丘三 丁目10 9番地 の1	約5日 間	建築主体工事 一式	予定価格 5,140千円 最低制限価格 3,443千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「E - 1 」のすべての 業者	平成 16年 7月9日 午前10時 00分
9	富雄北小学 校給食室増 築その他工 事	富雄北 一丁目 13番6 号	約4日 間	建築主体工事 一式、電気設備 工事 一式、機械設備工事 一 式	予定価格 2,830千円 最低制限価格 1,896千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「F - 2 」のすべての 業者	平成 16年 7月9日 午前10時 30分
10	佐保バンピ ーホーム便 所改修工事	法蓮町 280番 地の1	約4日 間	建築主体工事 一式、電気設備 工事 一式、機械設備工事 一 式	予定価格 2,710千円 最低制限価格 1,815千円	建築一式工事 の等級及び区 分が「F - 1 」のすべての 業者	平成 16年 7月9日 午前1時 00分
11	青和小学校 運動場通路 舗装改修工 事	百楽園 四丁目 1番1 号	約5日 間	土工 一式、舗装工 一式、付 帯工 一式	予定価格 3,445千円 最低制限価格 2,308千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「5」のす べての業者	平成 16年 7月9日 午前1時 30分
12	舗装道補修 工事(西登 美ヶ丘二丁 目地内西部 第243号線 )	西登美 ヶ丘二 丁目地 内	約3日 間	工事延長 L = 110.0m、道路 幅員 W = 5.10m、舗装工 一 式、区画線工 一式、撤去工 一式	予定価格 2,815千円 最低制限価格 1,886千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「6」のす べての業者	平成 16年 7月12日 午前9時 30分



13	舗装道補修工事(朝日町二丁目地内西部第86号線)	朝日町二丁目地内	約30日間	工事延長 L = 94.0m、幅員 W = 7.0m、舗装版取り壊し工一式、舗装工一式、付帯工一式	予定価格 3,28万円 最低制限価格 2,20万円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「3」のすべての業者	平成16年7月12日午前10時00分
14	舗装道補修工事(帝塚山南三丁目地内西部第102号線)	帝塚山南三丁目地内	約30日間	工事延長 L = 51.0m、排水工一式、舗装工一式、区画線工一式、雑工一式	予定価格 2,69万円 最低制限価格 1,80万円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「4」のすべての業者	平成16年7月12日午前10時30分
15	舗装新設工事(東九条町地内南部第119号線)	東九条町地内	約20日間	工事延長 L = 105m、幅員 W = 2.4~6.2m、土工一式、舗装工一式、付帯工一式	予定価格 1,468万円 最低制限価格 983万円	経審における舗装の点数が「660点未満」で、区分が「8」のすべての業者	平成16年7月12日午前11時00分
16	西大寺北小学校給食室前舗装工事	西大寺赤田町一丁目6番1号	約50日間	土工一式、舗装工一式、付帯工一式	予定価格 1,786万円 最低制限価格 1,196万円	経審における舗装の点数が「660点未満」で、区分が「7」のすべての業者	平成16年7月12日午前11時30分
17	近鉄西大寺駅南土地区画整理事業に伴う草刈業務委託(その1)	菅原町他地内	約40日間	機械除草(A = 26,100㎡)一式	予定価格 2,373万円	経審における造園の点数が「670点~699点」のすべての業者	平成16年7月13日午前9時30分
18	鴻ノ池運動公園第1工区管理業務委託	法蓮町地内		除草工一式、剪定工一式	予定価格 2,097万円	経審における造園の点数が「670点~699点」のすべての業者	平成16年7月13日午前10時00分
19	済美幼稚園外壁塗装改修その他工事	西木辻町28番地	約50日間	外壁塗装改修工事一式、屋上防水改修工事一式	予定価格 4,430万円 最低制限価格 2,968万円	経審における塗装の点数があるすべての業者	平成16年7月13日午前10時30分

(平成16年7月1日揭示済)

奈良市告示第350号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 16年 7月 1日から 2週間、本市  
都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 16年 7月 1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 大川 靖 則

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 16年 7月 15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

奈良市二名三丁目、帝塚山五丁目、三碓町、佐紀町、  
敷島町二丁目、二条町二丁目、青野町、二条大路南五丁  
目、西大寺南町、菅原町、五条三丁目、六条二丁目、法  
華寺町、北之庄西町一丁目、山町、柴屋町及び田中町の  
各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
二名第 4 幹線 - 36	奈良市二名三丁目 1119- 2	奈良市二名三丁目 1151- 5
帝塚山幹線 - 31	奈良市帝塚山五丁目 1655- 280	奈良市帝塚山五丁目 1625
帝塚山南幹線 - 42	奈良市三碓町 1321- 228	奈良市三碓町 1321- 228
帝塚山南幹線 - 43	奈良市三碓町 1321- 228	奈良市三碓町 1321- 228
帝塚山南幹線 - 44	奈良市三碓町 1321- 228	奈良市三碓町 1321- 228
帝塚山南幹線 - 45	奈良市三碓町 1321- 73	奈良市三碓町 1321- 228
帝塚山南幹線 - 46	奈良市三碓町 1321- 91	奈良市三碓町 1321- 230
帝塚山南幹線 - 47	奈良市三碓町 1321- 230	奈良市三碓町 1321- 232
西大寺北幹線 - 48	奈良市佐紀町 43- 2	奈良市佐紀町 47- 2
敷島幹線 - 100	奈良市敷島町二丁目 503- 1	奈良市敷島町二丁目 543- 36
敷島幹線 - 101	奈良市敷島町二丁目 506- 6	奈良市敷島町二丁目 470- 4
敷島幹線 - 102	奈良市敷島町二丁目 470- 11	奈良市敷島町二丁目 470- 9
敷島幹線 - 103	奈良市敷島町二丁目 470- 8	奈良市敷島町二丁目 470- 11
敷島幹線 - 104	奈良市敷島町二丁目 528- 26	奈良市敷島町二丁目 528- 13
敷島幹線 - 105	奈良市敷島町二丁目 528- 20	奈良市敷島町二丁目 528- 8
佐紀幹線 - 139	奈良市佐紀町 2202- 2	奈良市佐紀町 2203- 1
佐保川幹線 - 2	奈良市二条町二丁目 61- 2	奈良市二条町二丁目 62- 7
西大寺南幹線 - 206	奈良市青野町 114- 9	奈良市青野町 114- 7
西大寺南幹線 - 207	奈良市二条大路南五丁目 404- 1	奈良市二条大路南五丁目 450- 3
青野幹線 - 13	奈良市西大寺南町 2126	奈良市西大寺南町 2129
青野幹線 - 14	奈良市菅原町 90- 2	奈良市菅原町 89
青野幹線 - 15	奈良市菅原町 244- 2	奈良市菅原町 247- 1
青野幹線 - 16	奈良市西大寺南町 2384	奈良市西大寺南町 2388- 3
五条幹線 - 187	奈良市五条三丁目 912- 2	奈良市五条三丁目 891- 2
六条第 2 幹線 - 101	奈良市六条二丁目 855- 5	奈良市六条二丁目 1159- 2
都跡幹線 - 227	奈良市法華寺町 1498- 4	奈良市法華寺町 1502- 7
流域南奈良幹線 NO.4 - 2	奈良市北之庄西町一丁目 10- 19	奈良市北之庄西町一丁目 10- 12
帯解幹線 - 101	奈良市山町 27- 1	奈良市山町 29- 1
帯解幹線 - 102	奈良市柴屋町 28- 3	奈良市柴屋町 16- 1
帯解幹線 - 103	奈良市田中町 374- 3	奈良市田中町 374- 3

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター  
(平成 16年 7月 1日掲示済)

奈良市告示第 351号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2 の規  
定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があり  
ましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告

示します。

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
川本皮膚科泌尿器 科医院	奈良市富雄元町二丁目 5 - 20富雄プラザビル 2 F	平成 16年 5 月 31日
くめ耳鼻咽喉科	奈良市朱雀六丁目 20- 1 中島ビル 2 F	平成 16年 6 月 30日

森川診療所	奈良市舞鶴東町 1 - 46 - 101	平成 16年 6 月 30日
-------	-------------------------	-------------------

(平成 16年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第 352号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
イオンスーパーセンター大安寺店薬局	奈良市南京終町一丁目 128- 1	平成 16年 5 月 24日
メイプルリーフ薬局朱雀店	奈良市朱雀一丁目 5 - 17	平成 16年 6 月 3日
メイプルリーフ薬局押熊店	奈良市押熊町 1153	平成 16年 6 月 3日
くめ耳鼻咽喉科	奈良市朱雀一丁目 5 - 15	平成 16年 7 月 1日
森川内科医院	奈良市登美ヶ丘一丁目 2 - 16	平成 16年 7 月 1日
さくら通り薬局	奈良市小西町 2 - 1ジ ャバンドビル 1 F	平成 16年 7 月 1日

(平成 16年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第 353号

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2項の規定により告示します。

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市三条宮前町 7 番 1 号 財団法人奈良市文化振興センター 理事長 南田 昭典	奈良市北部会館市 民文化ホール使用 料

2 委託の期間

平成 16年 7月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第 354号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 7月 1日

奈良市長 大 川 靖 則

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成 16年 7月 1日
- 移動対象区域  
近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 2 8 8 - 1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間  
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 2,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 連絡先  
奈良市企画部交通政策課  
電話 0742- 34- 111代表  
(平成 16年 7月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第 355号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3条の規定に基づき、次のとおり住居番号を付けたので告示します。

平成 16年 7月 2日

奈良市長 大 川 靖 則

次のとおり省略

(平成 16年 7月 2日 掲 示 済)

奈良市告示第 356号

平成 16年奈良市告示第 174号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成 16年 7月 2日

奈良市長 大 川 靖 則

次のよう省略

(平成 16年 7月 2日 掲 示 済)

奈良市告示第 357号

家畜伝染病予防法(昭和 26年法律第 166号)第 13条第 4項の規定により、本市内で家畜伝染病の発生があった旨、

奈良県知事より通報がありましたので、同条第 5 項の規定により公示します。

平成 16年 7月 6日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 病名  
ヨ－ネ病
- 2 家畜の種類  
乳用牛
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数  
患畜 1 頭
- 4 発生年月日  
平成 16年 6月 14日
- 5 その他参考となるべき事項  
当該牛は法令殺にて処分

(平成 16年 7月 6日 掲示済)

奈良市告示第 358号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 6日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 7月 6日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 7月 6日 掲示済)

奈良市告示第 359号

身体障害者福祉法（昭和 24年法律第 283号）第 15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62年奈良市規則第 29号）第 4 条の規定により告示します。

平成 16年 7月 6日

奈良市長 大川 靖 則

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
齊藤 昌宏	吉田病院	西大寺赤田町一丁目 7 - 1 (TEL 45-4601)	内科 (呼吸器機能障害)	平成 16年 6月 24日
小岸 淳一	こぎし眼科クリニック	押熊町 1153 - 1 (TEL 53-3331)	眼科 (視覚障害)	平成 16年 6月 28日

(平成 16年 7月 6日 掲示済)

奈良市告示第 360号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2第 4項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 7月 7日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ナイスケアサポート	奈良市鳥見町二丁目 22 - 3	(所在地) 奈良市富雄北二丁目 8 - 15	(所在地) 奈良市鳥見町二丁目 22 - 3	平成 16年 7月 1日

(平成 16年 7月 7日 掲示済)

次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 16年 7月 7日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市告示第 361号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
ケアプランセンターひまわり奈良	奈良市朱雀三丁目 5 - 4	居宅介護支援事業	医療法人健和会	奈良市朱雀三丁目 5 - 4	平成 16年 7月 1日
八木一男福祉会居宅介護支援事業所あおぞら	奈良市三条本町 111 - 3	訪問介護、居宅介護支援事業	特定非営利活動法人八木一男福祉会	奈良市三条本町 111 - 3	平成 16年 7月 1日
介護支援センター	奈良市朱雀四丁目	福祉用具貸与	有限会社カセイ	奈良市朱雀四丁目	平成 16年 6月 23日

わ	1 - 3			1 - 3	
デイホーム・「桜」	奈良市鳥見町二丁目 22- 3	通所介護	有限会社ナイスケアサポート	奈良市富雄北二丁目 8 - 15	平成 16年 7月 1日
ナイスケアサポート・デイサービス「桜」	奈良市富雄北二丁目 8 - 15	通所介護	有限会社ナイスケアサポート	奈良市富雄北二丁目 8 - 15	平成 16年 6月 25日
花つむり介護サービスセンター	奈良市西木辻町 31	訪問介護、居宅介護支援事業	株式会社体育文化研究所	大阪市阿倍野区昭和町三丁目 1 - 64	平成 16年 6月 22日
有限会社サンハート訪問介護ステーションよろこび	奈良市窪之庄町 17 - 1	訪問介護	有限会社サンハート	奈良市窪之庄町 17 - 1	平成 16年 5月 13日

(平成 16年 7月 7日 掲示済)

奈良市告示第 362号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 50条の 2の規定により、指定施術機関が

ら次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2の規定により告示します。

平成 16年 7月 7日

奈良市長 大川 靖 則

施術者の氏名	施術者の住所地	施術所の名称	施術所の所在地	変更事項		変更年月日
				旧	新	
熊見 省吾	奈良市神殿町 356- 4	くまみ整骨院	奈良市南城戸町 39- 1	(所在地) 奈良市東九条町 917	(所在地) 奈良市南城戸町 39- 1	平成 16年 7月 1日

(平成 16年 7月 7日 掲示済)

奈良市告示第 363号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5第 2項において準用する同条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 7月 7日

奈良市長 大川 靖 則

名称	所在地	辞退年月日
くめ耳鼻咽喉科	奈良市朱雀六丁目 20- 1 中島ビル 2 F	平成 16年 6月 30日
森川診療所	奈良市鶴舞東町 1 - 46 - 101	平成 16年 6月 30日

(平成 16年 7月 7日 掲示済)

奈良市告示第 364号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5第 1項の規定により告示します。

平成 16年 7月 7日

奈良市長 大川 靖 則

名称	所在地	指定年月日
森川内科医院	奈良市登美ヶ丘一丁目	平成 16年 7

	2 - 16	月 1日
くめ耳鼻咽喉科	奈良市朱雀一丁目 5 - 15	平成 16年 7月 1日
メイプルリーフ薬局 朱雀店	奈良市朱雀一丁目 5 - 17	平成 16年 7月 1日
さくら通り薬局	奈良市小西町 2 - 1 ジャパンドビル 1 F	平成 16年 7月 1日
なかむら小児科	奈良市学園北一丁目 14 - 13メディカル学園前 3 F	平成 16年 7月 5日

(平成 16年 7月 7日 掲示済)

奈良市告示第 365号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 7月 7日

奈良市長 大川 靖 則

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成 16年 7月 7日
- 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成 16年 7月 7日 掲示済)

奈良市告示第 366号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59年奈良市規則第 35号）第 5 条の規定により告示します。

平成 16年 7月 7日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 処分の根拠  
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目 288- 1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成 16年 7月 22日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成 16年 4月 5 日、同月 7 日、同月 9 日、同月 12日、同月 13日、同月 15日、同月 19日から同月 23日まで、同月 26日及び同月 27日

(平成 16年 7月 7日 掲示済)

奈良市告示第 367号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 8日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 7月 8日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 7月 8日 掲示済)

奈良市告示第 368号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 7月 8日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号  
平成 16年 4月 15日 奈良市指令都整開第 03A - 65号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成 16年 7月 8日 第 873号
- (2) 公共施設 平成 16年 7月 8日 第 368号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町 152番地の 1、152番地の 1、152番地の 3 及び 152番地の 9

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目 1 番 63号  
三和住宅株式会社  
代表取締役 小林 喬

5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路  
奈良市押熊町 152番地の 1、152番地の 1、152番地の 3 及び 152番地の 9 の各一部
- (2) 公園  
奈良市押熊町 152番地の 3 の一部
- (3) 下水道  
奈良市押熊町 152番地の 1、152番地の 3 及び 152番地の 9 の各一部

(平成 16年 7月 8日 掲示済)

奈良市告示第 369号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 7月 8日

奈良市長 大川 靖 則

1 許可の年月日及び番号

- 平成 15年 12月 4日 奈良市指令都整開第 03A - 22号
- 平成 16年 6月 2日 奈良市指令都整開第 03A - 22-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成 16年 7月 8日 第 874号
- (2) 公共施設 平成 16年 7月 8日 第 369号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南八丁目 896番地の 2 及び 897番地の 1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市宝来一丁目 8 番 1 号  
宝来住宅開発株式会社  
代表取締役 橋口 洋基

5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路  
奈良市あやめ池南八丁目 896番地の 2 及び 897番地の 1 の各一部
- (2) 下水道  
奈良市あやめ池南八丁目 896番地の 2 及び 897番地の 1 の各一部

(平成 16年 7月 8日 掲示済)

奈良市告示第 370号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 7月 8日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号  
平成 16年 4月 22日 奈良市指令都整開第 04A - 1号
  - 2 検査済証の交付年月日及び番号
    - (1) 開発行為 平成 16年 7月 8日 第 875号
    - (2) 公共施設 平成 16年 7月 8日 第 370号
  - 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市秋篠町 1668番地の 2 及び 1670番地の一部
  - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市金岡町 530番地の 3  
株式会社 セントラルテック  
代表取締役 安原 秀雄
  - 5 公共施設の種類、位置及び区域
    - (1) 道路  
奈良市秋篠町 1668番地の 2 の一部及び 1670番地の一部
    - (2) 下水道  
奈良市秋篠町 1668番地の 2 の一部及び 1670番地の一部
- （平成 16年 7月 8日 掲 示 済）

奈良市告示第 371号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 7月 9日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成 16年 7月 9日
  - 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略  
（平成 16年 7月 9日 掲 示 済）

奈良市告示第 372号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保

管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 7月 12日

奈良市長 大 川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成 16年 7月 12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略  
（平成 16年 7月 12日 掲 示 済）

奈良市告示第 373号

平成 16年奈良市告示第 174号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成 16年 7月 12日

奈良市長 大 川 靖 則

次のよう省略  
（平成 16年 7月 12日 掲 示 済）

奈良市告示第 374号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 8年奈良市条例第 14号）第 14条第 4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第 16条第 1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成 16年 7月 12日

奈良市長 大 川 靖 則

1 放置場所

1号物件	奈良市横井五丁目地内（市道南部第 410号線上）
2号物件	奈良市川上町地内（市道北部第 117号線上）
3号物件	奈良市東之阪町地内（市道北部第 122号線上）
4号物件	奈良市南京終町五丁目地内（市道北部第 348号線上）
5号物件	奈良市中登美ヶ丘三丁目地内（市道西部第 116号線上）
6号物件	奈良市丸山一丁目地内（市道西部第 726号線上）
7号物件	奈良市丸山一丁目地内（市道西部第 726号線上）
8号物件	奈良市古市町地内（市道南部第 645号線上）
9号物件	奈良市般若寺町地内（市道北部第 128号線上）

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物	ダイ	ミラ	軽自動	白	不明	L 70V -

件	ハツ		車		不明	023565
2号物件	ダイハツ	ミラ	軽自動車	白	不明	L 70V - 744776
3号物件	スズキ	アルト	軽自動車	白	不明	C A 71V - 689061
4号物件	ダイハツ	ミラ	軽自動車	黒	不明	L 200S - 536026
5号物件	スズキ	エブリ	軽自動車	白	不明	不明
6号物件	スズキ	キャリー	軽自動車	白	不明	不明
7号物件	トヨタ	クレスタ	普通自動車	白	不明	不明
8号物件	スズキ	アルト	軽自動車	白		C A 72V - 157296
9号物件	ニッサン	スカイライン	普通自動車	白	三重	58ウ 59- 58

- 3 処分年月日  
平成 16年 7月 26日
- 4 処分等の内容  
廃棄処分
- 5 連絡先  
奈良市建設部土木管理課  
電話 0742- 34- 1111  
(平成 16年 7月 12日 揭示済)

奈良市告示第 375号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 13日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 7月 13日
- 3 移動対象区域  
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 7月 13日 揭示済)

奈良市告示第 376号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示しま

す。  
平成 16年 7月 14日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成 16年 7月 14日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 7月 14日 揭示済)

奈良市告示第 377号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号）第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 7月 15日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 入札に付する事項  
J R 奈良駅周辺土地区画整理事業整備工事ほか 11件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
  - 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
    - (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
    - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
    - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評点に該当する者であること。
    - (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
    - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）
- (2) 場所  
告示日から平成 16年 7月 21日までは入札控室、同月 22日以降は監理課窓口

- 4 入札の場所  
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時



<p>別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>7 郵便入札を除く入札の無効 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者のした入札 (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札 (3) 入札書に記名押印のない入札 (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札 (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札 (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札 (9) 入札金額を訂正した入札 (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札 なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。</p> <p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 7月 21日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。</p> <p>9 郵便入札に関する事項 (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便 (2) 入札書の到達期限 平成 16年 7月 26日 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p>	<p>(4) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した入札 エ 入札書に記名押印のない入札 オ 入札金額を訂正した入札 カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札 キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札 ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書</p> <p>10 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成 16年 7月 22日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>11 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市財務部監理課工事入札係 電話 0742- 34- 4743</p>
--	---

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格（消費税及び地方消費税を除く。）	参加資格	入札日
1	J R 奈良駅周辺土地区画整理事業整備工事	三条本町地内	約 240 日間	工事延長 L = 97.5m、土工一式、函渠工一式、電線共同溝工一式、土留工一式、配水管布設工一式、汚水排水工一式、付帯工一式	予定価格 98,054千円 最低制限価格 65,696千円	土木一式工事の等級が「A」のすべての業者	（郵便入札） 平成 16年 7月 27日 午前 10時 00分
2	水質改善下水道築造工事（単 8） 南京終町六～七丁目地内	南京終町六～七丁目地内	約 150 日間	工事延長 L = 156.80m、鋼管 400mm推進工 L = 37.94m、V U 200mm管布設工 L = 126.58m、1号組立人孔設置工 4箇所、0号組立人孔設置工	予定価格 28,120千円 最低制限価格 18,840千円	土木一式工事の等級が「C」で、特定建設業の許可を持つすべての	平成 16年 7月 23日 午前 9時 30分

	内			9 箇所、小口径人孔設置工 2 箇所、小口径汚水樹設置工 12箇所、付帯工 一式 (推進工法)(開削工法)(一 部夜間工事)		業者	
3	水質改善下 水道築造工 事(単5) 西ノ京町地 内	西ノ京 町地内	約 150 日間	工事延長 L = 113.70m、V P 200mm管推進工 L = 87.14m 、V P 150mm管推進工 L = 19.85m、V U 200mm管布設工 L = 22.05m、薬液注入工 一式、1号組立人孔設置工 2 箇所、小口径人孔設置工 3 箇 所、小口径汚水樹設置工 4 箇 所、付帯工 一式 (推進工法)(開削工法)(夜 間施工)	予定価格 24,39千円 最低制限価格 16,34千円	土木一式工事 の等級が「C 」で、特定建 設業の許可を 持つすべての 業者	平成 16年 7月 23日 午前 10時 00分
4	水質改善下 水道築造工 事(特単3 )歌姫町地 内	歌姫町 地内	約 120 日間	工事延長 L = 126.80m、 200mm管布設工 L = 121.83m 、1号組立人孔設置工 5 箇所 、小口径人孔設置工 1 箇所、 汚水樹設置工 8 箇所、付帯工 一式 (開削工法)(内、夜間工事 工事延長 L = 75.80m)	予定価格 12,924千円 最低制限価格 8,659千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「D - 1 」のすべての 業者	平成 16年 7月 23日 午前 10時 30分
5	水質改善下 水道築造工 事(単9) 学園朝日元 町一丁目地	学園朝 日元町 一丁目 地内	約 120 日間	工事延長 L = 46.80m、V U 200mm管布設工 L = 44.10m 、1号組立人孔設置工 3 箇所 、小口径汚水樹設置工 2 箇所 、付帯工 一式	予定価格 4,212千円 最低制限価格 2,822千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「E - 2 」のすべての 業者	平成 16年 7月 23日 午前 11時 00分
6	舗装道補修 工事(古市 町地内南部 第 370号線 )	古市町 地内	約 20日 間	工事延長 L = 224.70m、幅員 W = 6.20~ 10.10m、土工 一式、舗装工 一式、付帯工 一式	予定価格 3,794千円 最低制限価格 2,541千円	経審における 舗装の点数が 「660点~ 739 点」で、区分 が「5」のす べての業者	平成 16年 7月 23日 午前 11時 30分
7	舗装道補修 工事(学園 南一丁目地 内他 1 箇所 西部第 339 号線他 1 路 線)	学園南 一丁目 地内他 1 箇所	約 40日 間	工事延長 L = 123.60m、撤去 工 一式、付帯工 一式、舗装 工 一式、区画線工 一式(夜 間施工)	予定価格 2,651千円 最低制限価格 1,776千円	経審における 舗装の点数が 「660点~ 739 点」で、区分 が「6」のす べての業者	平成 16年 7月 26日 午前 9時 30分
	舗装道補修 工事(藤ノ 台四丁)	藤ノ木 台四丁	約 20日 間	工事延長 L = 115.00m、舗装 工 一式、区画工 一式、付帯	予定価格 2,541千円	経審における 舗装の点数が	平成 16年 7月 26日

8	木台四丁目 地内西部第 68号線)	目地内		工 一 式	最低制限価格 1,702千円	「660点～739 点」で、区分 が「3」のす べての業者	午前10時 00分
9	舗装道補修 工事(西ノ 京町地内中 部第11号線 )	西ノ京 町地内	約30日 間	工事延長 L = 192.60m、W = 2.5m～4.5m、土工 一式、舗 装工一式、付帯工 一式	予定価格 2,228千円 最低制限価格 1,492千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「4」のす べての業者	平成16年 7月26日 午前10時 30分
10	舗装道補修 工事(鳥見 町一丁目地 内西部第86 号線)	鳥見町 一丁目地 内	約20日 間	工事延長 L = 148.00m、W = 3.8～5.2m、舗装工 一式、撤 去工 一式、付帯工 一式	予定価格 2,126千円 最低制限価格 1,424千円	経審における 舗装の点数が 「660点～739 点」で、区分 が「5」のす べての業者	平成16年 7月26日 午前11時 00分
11	舗装道補修 工事(秋篠 町地内中部 第103号線 )	秋篠町 地内	約30日 間	工事延長 L = 62.0m、道路幅 員 W = 3.1m～4.4m、舗装工 一式(夜間施工)	予定価格 1,672千円 最低制限価格 1,120千円	経審における 舗装の点数が 「660点未満」 で、区分が「 8」のすべて の業者	平成16年 7月26日 午前11時 30分
12	橋梁修繕工 事(鶴舞西 町地内登美 ヶ丘中町線 )	鶴舞西 町地内	約100 日間	工事延長 L = 112.70m 歩道 幅員 W = 1.80m、塗装工 一 式、仮設工 一式	予定価格 10,886千円 最低制限価格 7,293千円	経審における 塗装の点数が あるすべての 業者	平成16年 7月27日 午前9時 30分

(平成16年7月15日掲示済)

奈良市告示第378号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成16年7月15日

奈良市長 大川 靖 則

申請者住所	京都府城陽市寺田深谷6番地の211
申請者氏名	大幸林業株式会社 代表取締役 岡田 和彦
道路の位置	奈良市大宮町七丁目37番地の8、37番 地の7及び37番地の5
道路の幅員	4.0メートル
道路の延長	33.3メートル

指定年月日	平成16年7月15日
指定番号	第16004号

(平成16年7月15日掲示済)

奈良市告示第379号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成16年7月15日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成16年7月15日
- 3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成 16年 7月 15日 揭示済)

### 公 営 企 業

#### 奈良市水道局告示第 28号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 7月 1日

奈良市水道事業管理者  
福 田 恵 一

#### 1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内鳥見町二丁目地内他 4 件(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級(奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会事務要領)に該当する者又は、建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

#### 3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日 を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)
- (2) 場所  
水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

#### 4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室(北側)

#### 別表

発注 番号	業種	工事番 号	工事名称	工事場所	工期	工事概 要	予定価格及び最 低制限価格(消 費税及び地方消 費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時 間
----------	----	----------	------	------	----	----------	--	------	-----------------

#### 5 入札の日時

別表のとおり

#### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

#### 7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

#### 8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 7月 7日まで(奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

#### 9 入札参加資格の審査及び決定

##### (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

##### (2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 7月 15日までに入札参加申請者に通知します。

#### 10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市法華寺町 26番地 1  
奈良市水道局業務部経理課入札係  
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

1	送・配水管工事	3 - 1 - 4	口径 100耗配水支管改良工事	市内鳥見町二丁目地内	契約日から 90日間	土工 一式 管工 一式 仮設工 事 一 式	予定価格 13,238,000円 最低制限価格 8,869,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 680点 ~ 759点の業者	平成 16年 7月 16日午前 9時 30分
2	送・配水管工事	3 - 1 - 202	口径 75~ 50耗配水支管改良工事	市内北村町地内	契約日から 60日間	土工 一式 管工 一式 仮設工 事 一 式	予定価格 7,697,000円 最低制限価格 5,156,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 610点未満のすべての業者	平成 16年 7月 16日午前 10時 00分
3	送・配水管工事	3 - 1 - 203	口径 100~ 50耗配水支管改良工事	市内矢田原町地内	契約日から 90日間	土工 一式 管工 一式 仮設工 事 一 式	予定価格 19,891,000円 最低制限価格 13,326,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 760点以上のすべての業者	平成 16年 7月 16日午前 10時 30分
4	土木	1 - 9 - 1	旧北村簡易水道施設撤去工事	市内北村町地内	契約日から 60日間	土工 一式	予定価格 1,949,000円 最低制限価格 1,305,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が土木で、かつ土木ランクが Fランクで区分が 1の業者	平成 16年 7月 16日午前 1時 00分
5	造園		旧簡易水道施設草刈委託	市内大柳生町地内 他 1箇所	契約日から平成 16年 11月 30日まで	除草面積 3,736 m <sup>2</sup>	予定価格 658,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が造園で、かつ総合評定値通知書の造園の総合評定値が 700点未満のすべての業者	平成 16年 7月 16日午前 1時 30分

(平成 16年 7月 1日掲示済)

奈良市水道事業管理者  
福田 恵一

奈良市水道局告示第 29号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 7月 2日

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 ライズ	取締役 中西 直人	奈良市東九条町 37 番地の 8	平成 16年 6月 17日
有限会社 辻本ハウ	代表取締役 辻本 里子	奈良県五條市野原 西二丁目 1番 25号	平成 16年 6月 17日

ジング			
株式会社 博電工業	代表取締役 山口 照博	奈良県橿原市光陽 町 27番地	平成 16年 6月 22日
あすなろ 設備建設	西畑 次晶	奈良市二名二丁目 245番地の 33	平成 16年 6月 22日

(平成 16年 7月 2日 掲示済)

奈良市水道局告示第 30号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 7月 2日

奈良市水道事業管理者  
福田 恵一

名称	代表者氏名	所在地	届出日
高嶋設備 株式会社	高嶋 弘行	大阪府枚方市藤阪 元町 2丁目 1番 5 号	平成 16年 6月 25日

(平成 16年 7月 2日 掲示済)

奈良市水道局告示第 31号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成 9年奈良市水道局管理規程第 4号)において準用する奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。)第 2条の規定により公告します。

平成 16年 7月 15日

奈良市水道事業管理者  
福田 恵一

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内石木町地内他 4件(各工事の業種、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 16年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入

札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 7月 22日まで(奈良市の休日定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 7月 29日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町 26番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表

発注番号	業種	工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日 入札時間
1	送・配水管工事	3 - 1 - 5	口径 100 耗配水支管改良工事	市内石木町地内	契約日から 60 日間	土工一式 管工一式 仮設工一式	予定価格 3,238,000円 最低制限価格 2,169,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 610 点未満のすべての業者	平成 16 年 7 月 30 日 午前 9 時 30 分
2	送・配水管工事	3 - 1 - 6	口径 75 耗配水支管改良工事	市内朱雀六丁目地内	契約日から 90 日間	土工一式 管工一式 仮設工一式	予定価格 9,832,000円 最低制限価格 6,587,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 610 点 ~ 679 点の業者	平成 16 年 7 月 30 日 午前 10 時 30 分
3	送・配水管工事	3 - 1 - 8	口径 50 耗配水支管(鉛管)改良工事(1 工区)	市内西登美ヶ丘四丁目地内他	契約日から平成 16 年 12 月 24 日まで	土工一式 管工一式 路面復旧工一式	予定価格 20,520,000円 最低制限価格 13,748,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 760 点以上のすべての業者	平成 16 年 7 月 30 日 午前 1 時 00 分
4	送・配水管工事	3 - 1 - 9	口径 50 耗配水支管(鉛管)改良工事(2 工区)	市内富雄泉ヶ丘地内他	契約日から平成 16 年 12 月 24 日まで	土工一式 管工一式 路面復旧工一式	予定価格 14,020,000円 最低制限価格 9,393,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式の総合評定値が 680 点 ~ 759 点の業者	平成 16 年 7 月 30 日 午前 1 時 30 分
5	送・配水管工事	3 - 1 - 10	口径 50 耗配水支管(鉛管)改良工事(3 工区)	市内法蓮町地内他	契約日から平成 16 年 11 月 30 日まで	土工一式 管工一式 路面復	予定価格 9,236,000円 最低制限価格 6,188,000円	水道局入札参加有資格者名簿の登録業種が指定工事で、かつ総合評定値通知書の土木一式	平成 16 年 7 月 30 日 午前 10 時 00 分

						旧工 事 一 式		の総合評定値が 61 0点未満のすべ て の業者	
--	--	--	--	--	--	-------------------	--	-----------------------------------	--

(平成 16年 7月 15日 揭示済)

## 教育委員会

奈良市教育委員会告示第 10号

平成 16年 7月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57年奈良市教育委員会規則第 12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 14日

奈良市教育委員会  
委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日時  
平成 16年 7月 20日（火）  
午後 2 時から
- 2 場所  
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件  
議事
  - 議案第 13号 平成 17年度奈良市立幼稚園園児募集要項について
  - 議案第 14号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について
  - 議案第 15号 平成 16年度学校評議員制推進モデル園における学校評議員の委嘱について
  - 議案第 16号 平成 16年度奈良市立学校評議員の委嘱について
  - 議案第 17号 平成 17年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について
  - 議案第 18号 平成 17～ 20年度使用奈良市立小学校教科用図書の採択について
  - 議案第 19号 奈良市少年指導センター運営委員会委員の委嘱について
  - 議案第 20号 奈良市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
  - 議案第 21号 奈良市社会教育委員の委嘱について
  - 議案第 22号 奈良市スポーツ振興審議会の委員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について  
傍聴受付は、午後 1 時から 1 時 50 分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 16年 7月 14日 揭示済)

## 農業委員会

奈良市農業委員会告示第 11号

奈良市農業委員会平成 16年 7月 農地部会の会議を下記のとおり招集します。

平成 16年 7月 6日

奈良市農業委員会  
農地部会長 萩 原 征 二  
記

- 1 日時  
平成 16年 7月 14日（水）午後 1 時 30 分
  - 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号  
奈良市役所 北棟 6 階 第 21会議室
  - 3 審議案件
    - (1) 農地法第 3 条許可申請の取り扱いについて
    - (2) 農地法（昭和 27年法律第 229号）第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20条に関する許可申請及び届出について
    - (3) 農地法施行規則第 5 条第 1 号に該当する転用の届出について
    - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
    - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
    - (6) 農地法第 25条第 2 項の規定による通知の受理について
    - (7) 水田利用転換届出について（6 月専決処理分）
    - (8) 生産緑地法第 13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
    - (9) 知事許可について（6 月許可分）
    - (10) 非農地証明について（6 月分）
- (平成 16年 7月 6日 揭示済)

奈良市農業委員会告示第 12号

平成 16年奈良市農業委員会 7月 定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 7月 6日

奈良市農業委員会  
谷 村 秀 雄

- 1 日時  
平成 16年 7月 26日（月曜日）午後 2 時
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号  
奈良市役所 北棟 6 階 第 21会議室
- 3 建議要望
  - (1) 平成 17年度農業施策等に関する要望
- 4 議案
  - (1) 農地部会長及び同副部会長並びに農政部会長及び副



部会長の選任について

5 報告

- (1) 市町村合併に伴う条例及び規則の一部改正について
- (2) 農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例及び規則の一部改正について

(平成 16年 7月 6日 掲 示 済)